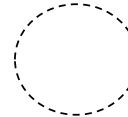


# 横浜市特定不妊治療費助成申請書

捨印



横浜市長

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。

また、横浜市特定不妊治療費助成申請に係る助成対象の確認にあたり、申請者本人及び配偶者の住民記録等を横浜市が関係機関へ調査することに同意します。

申請日： 年 月 日

	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日
申請者*1氏名 記名欄	( )	年 月 日生
配偶者氏名 記名欄	( )	年 月 日生
住 所	〒 ー 横浜市	電話 ( )
配偶者住所 (夫婦の住所が異なる 場合のみ記入)	〒 ー	電話 ( )
入籍日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 事実婚関係 ※事実婚関係にある場合は、入籍日を空白にし、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックのうえ第4号様式を提出してください。
申請金額：	①男性不妊治療分を除く 金 円	
	②男性不妊治療分 金 円	
※申請金額は訂正できません。また、算用数字(アラビア数字)で記入してください。 例→「金 300,000 円」		
振 込 先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 (該当箇所○) 出張所
	金融機関コード ※不明の場合は記入不要	支店コード
	フリガナ	預金種別
	<input type="checkbox"/> 座名義人 (申請者と同名義)	普通
	<input type="checkbox"/> 座番号	(右づめで記入)
該当する場合に <input type="checkbox"/> に チェックを入れて ください。 (出産・死産については回数 のリセットを希望する場合に ご記入ください。)	<input type="checkbox"/> 横浜市に転入する以前にこの助成を受けたことがある。 過去助成を受けた時にお住まいだった 都・道・府・県 市・区・町・村 自治体 <input type="checkbox"/> 出産したことがある。(※同居していない場合は住民票・戸籍謄本を提出してください。) 末子(直近で出産した子)の氏名 末子の生年月日 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 過去にこの助成を受けて、妊娠をしましたが、妊娠12週以降に死産に至りました。 死産日 年 月 日 ※母子健康手帳の表紙及び出産の状態のページの写し、または死産届 の写しを提出してください。	
送付前確認欄 ( <input type="checkbox"/> にチェックを 入れてください。)	<input type="checkbox"/> 振込先口座名義が申請者と一致している <input type="checkbox"/> 申請金額を訂正していない <input type="checkbox"/> 申請期限が治療終了日の翌日から数えて60日以内(消印有効) であることを理解している <input type="checkbox"/> 訂正箇所がある場合に押印している <input type="checkbox"/> 下記①・②いずれかに該当する場合に同意書(第3号様式)を添付している ①入籍後に横浜市に転入し、初めて横浜市に申請する場合 ②夫婦のいずれかが横浜市外に住所がある場合	

**注意** 記載事項を訂正する場合は「=(二重線)」で訂正し、訂正箇所に押印してください。  
ただし、申請金額は訂正できませんのでご注意ください。  
修正テープ、修正液等による訂正はできません。

※1 申請者は夫婦どちらでも構いませんが、横浜市民に限ります。

ご提出いただいた個人情報は、横浜市特定不妊治療費助成の申請状況を管理するために電子計算機処理を行います。横浜市個人情報の保護に関する条例第10条第1項ただし書きに定める場合を除き、特定不妊治療費助成事業以外の目的で利用することはありません。

受 理 印

裏面あり

(裏)

## 治療の内容・結果および妊娠の経過について 行政への報告を行うことに関する説明書

### (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、(公社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

### (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

#### 報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

#### I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

#### II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況